

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23rd Flr, 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I JAPAN http://www.s-i-asia.com/about_us/about_us5、[地図](#)

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シェール青山 2 階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 鈴木秀幹 弁理士・矢守章子・有吉文・井口文絵・Saay Palalikit)

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

[～タイは 1997 年の経済危機から 18 年が経過し同じ危機は起こらないと経済界が自信～](#)

[～タイで 15 の教育機関による人材、開発及び研究のための IP データの使用に関する覚書の調印式が行われた～](#)

[～タイ企業は輸出志向からイノベーションへ目を向けるべきである～](#)

[～タイの鉄鋼に対して日本の投資がより多く向けられる見込みである～](#)

[～タイでインターネット剽窃行為を禁止するための著作権法～](#)

[～タイの月間輸出が 2011 年以来の落ち込み～](#)

[～タイ高速鉄道の調査を日本が開始する～](#)

[～タイ著作権法はソーシャルメディアに取り組む～](#)

[～タイ国民は新著作権法に用心するよう警告を受けた～](#)

[～タイ新著作権法は、断固として知的財産を保護する～](#)
[～タイのシリントン王女をWIPOが表彰～](#)
[～タイのトヨタ製造会社は重要な部分を担う～](#)
[～タイはコメの輸出競争力強化に乗り出す／タイ開発調査研究所は、コメ研究センター設立を示唆する～](#)
[～タイ知的財産局は証券事業法の下での知的財産価値評価に関する理解の普及に努める～](#)
[～タイで5億バツ\(約16億円\)に及ぶ、イノベーションのための基金設立が認められた～](#)
[～タイ政府医薬品機構\(GPO\)首脳は新たな政府調達法に適應するための猶予期間を申し出る～](#)
[～タイ知的財産局による一般向け情報提供 著作権に関するQ&A～](#)
[～タイ及びASEANにアメリカの食品チェーンが興味を有している～](#)
[～タイの新たなデジタル著作権法がソーシャルメディアを使用するブランドに影響を及ぼす～](#)
[～タイ知的財産局が韓国著作権委員会と共催で著作権セミナーを開催する～](#)
[～タイ知的財産局がIMDの世界競争力年鑑でタイが61地域中30位と、ASEAN加盟国内では3位であったことを発表～](#)
[～タイ商務省がチェンマイ県でタイ輸出品の展示会と知的財産価値評価に関するセミナーを実施する～](#)
[～ラオスの研究者は成長の早いコメの開発に狙いを定める～](#)
[～ベトナムが自国の統計システムをASEAN統計システムへ統合することを目指す～](#)
[～ベトナム・ハノイ市は若者の間にクリエイティビティを誘発するため、TEDxを開催する～](#)
[～インドでNestle社のMaggiインスタント麺が販売禁止に。政府は同社に1億ドル近い損害賠償金を請求～](#)
[～インドと欧州はジェネリック医薬品に関する貿易紛争終結に着手する～](#)
[～香港のAsian Licensing Associationによるライセンス推進活動～](#)
[～日本企業がTPP加盟国に対するインフラ事業への外国企業参入許可義務化に期待～](#)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを8月25日付けで更新しました。

(9月の祝祭日のお知らせ)

9月は祝祭日はありません。

(再信：特許・小特許・意匠の書類提出期限について運用変更のお知らせ)

2015年7月21日付けで、タイ政府への書類提出期限(特許・小特許・意匠)の変更が行われました。

詳しくは[弊所ホームページ](#)をご覧ください。

(東京表参道事務所 S&IJAPANの移転のお知らせ)

8月17日に下記の住所に移転しました。

住所 : 〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シェール青山 2階
電話番号 : 03-3402-0013 (変更はありません)
FAX 番号 : 03-3402-0014 (変更はありません)
E-mail : siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (変更はありません)

～編集者より～

8月17日、バンコク中心部ラチャプラソン地域のエラワン寺院の脇(ジェットロバンコク事務所から歩いて6分程度の距離)で、爆弾事件が起きた。死者20名、負傷者125名という大惨事となった。幸い弊所スタッフ及び関係者に危害はなかったが、私を含めスタッフ達は、通勤や仕事でこの傍を通ることが多いので、まさに肝を冷やした事件であった。元来、この場所は政治的局面で大規模集会や占拠事件が起り、小規模な爆弾騒ぎも近年何回も起きていることを記憶している。しかしながら、今回の事件は、従来の爆弾騒ぎと異なり、その規模が桁違いに大きく、多くの犠牲を出したテロ事件となった。

現在、タイ警察は総力を挙げて捜査中であるが、30日の報道では、エラワン寺院爆弾事件の翌日起きたサトン船着き場付近の爆発事件に直接関与している者と見られるトルコ系男性を逮捕したと、報じた。また、エラワン寺院爆弾事件の方は31日付けのニュースで、事件に関与したと見られるタイ人女性を探しているという。現在、警察はバンコク北西部のミンプリでタイ人女性のアパートを捜索している。背景にあるのは、どの程度のグループなのか。そして動機は何かを一刻も早く解明してほしいものである。

さて、この事件による影響をどう読むかであろう。観光業への影響は必至である。また、犯行動機にもよるが、経済や外交に与える影響も無視できない。日系企業への影響は、ほとんど無いとしているが、犯行動機が現政権への組織的な反発だとすると、今後の投資への影響は避けられないと思われる。また、現在は表面的に否定されているが、ウイグル人109名の中国への送還に対する反発だとしたら、これは外交問題を大きく抱え込むこととなる。犯人がトルコ系だとすると、犯行動機として、このウイグル人強制送還への反発の線が、大きく浮かび上がることになる。とすると、標的は中国人とタイ人だったということになる。

幸いにして、我々知的財産分野においては、この事件による影響はほとんどない。但し、現在の政権で審議が予定されている商標法改正そしてマドプロ加盟が、この事件により先延ばしとなることが大いに危惧される。

タイの政治は、来年予定されている憲法改正に向けて、現政権及びタクシン派の綱引きが続いており、憲法改正が完了して、総選挙となるが、それまでの間、そしてその後にわたり政治は不安定な状態となるであろう。既に国民投票不参加を呼びかけるタクシン派の動きが出てきている。この爆弾事件が政治

抗争が原因だとしたら、このような事件が大なり小なり起きてもおかしくないと予想している。

この年末は、AEC(アセアン共同市場)が創設される予定となっているが、知的財産分野では、何も変化が無いという予想が最も的を得ているような気がする。なぜなら、AEC 加盟国がコミットしたマドプロ加盟については、マレーシアも動きが無い。また、ミャンマーにいたっては、11 月総選挙に向けて国内政治情勢が混沌としており、知的財産法制度が成立するとはとても思えないからだ。

さらに、前回ニュースでもお伝えしたが、中国経済が急減速をしている。株式市場の乱高下が今後も続いていくのであろう。タイの国内経済は未だ上向かない状態が続いている。最近、タイ政府経済閣僚が一斉に交代した。前政権そして昨年からの軍事政権と国内経済を活性化するアイデアが実に乏しい。今までの外国頼みの景気浮揚施策ではなく、国内経済を活性化するためには、恐らく大きなプロジェクトの迅速なる実行が求められている。97 年のアジア経済危機では、国内景気の急激な落ち込みの際、高速道路や地下鉄工事が順調に行われていたのを想起したい。しかしながら、当たり前なのだが、鉄道計画にしろ空港拡張工事にしろ大きな公共工事は、一朝一夕で建設開始とはならない。政治家のこの短絡的な場当たりの発想そのものが、実に昨今のタイの政治たるものである。慎重でかつ斬新なアイデアを政策官僚に期待したい。

いずれにせよ、ASEAN の情勢は、国内外の変動要因が多すぎるため、今年後半は、読み切れない状態が続くことは間違いない。

～タイは 1997 年の経済危機から 18 年が経過し同じ危機は起こらないと経済界が自信～

1997 年の経済危機から 18 年が経過し、タイの民間企業は、タイでは経済の基礎的条件が急速に改善され、近い将来に同様の危機が起こることはないと言っている。タイのカシゴンリサーチセンター(KResearch)は、政情不安に続く現在の経済状態の脆弱化と世界的需要の減速に関わらず、タイの貿易収支、経常収支、資本・金融収支、国際収支、準備資産といった経済の基礎的条件は全て「平均より上の水準」にあると述べた。1997 年の危機は特に非製造業及び不動産開発セクターに資金が大量流入したことに起因するものであった。投機買いが広がり、その結果開発者らの業績が上がった。しかし短期的利益は消え去った。これが皆が得た教訓である。

(2015 年 7 月 2 日、タイネーション)

～タイで 15 の教育機関による人材、開発及び研究のための IP データの使用に関する覚書の調印式が行われた～

チャッチャイ サーリガンヤ商務大臣は、2015 年 7 月 21 日タイの 15 の教育機関による知的財産に関する協力覚書に署名したと発表した。この覚書は人材、開発及び研究のための IP データの使用における協力を推進することを目的としたもので、以下 15 の教育機関が署名した。

1. チュラーロンコーン大学
2. カセートサート大学

3. チェンマイ大学
4. モンクット王工科大学北バンコク校
5. ラーチャモンコン工科大学タンヤブリー校
6. ナレースワン大学
7. ブーラパー大学
8. マヒドン大学
9. メーチョー大学
10. メーフアールワン大学
11. チェンマイ・ラーチャパット大学
12. ワライヤアロンコーン・ラーチャパット大学
13. ワライラック大学
14. ソンクラーナカリン大学
15. スワンドゥシット大学

この協力体制はテクノロジー、研究開発及びイノベーションを発展させタイの競争力を高めることを目的とした政策の下に設置されたものである。タイ政府は経済発展のため知的財産を商業化することを目指している。(2015年7月22日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイ企業は輸出志向からイノベーションへ目を向けるべきである～

昨日、タイマーケティング協会(Marketing Association of Thailand : MAT)により開催された世界マーケティング会議において、アメリカ・シラキュース大学の George Abonyi 客員教授は、タイ企業は輸出からイノベーションへ目を向けるべきと述べ、タイはイノベーションがハイレベルな研究開発に対する投資のみによってもたらされるものではないこと、また、タイの企業にとって、価値を付加すること及びアジアの新興市場で勝ち抜くためには、たくさんの入口があることを、広い視野を持って受け入れなければならないと述べた。Abonyi 客員教授は、例えば「質素なイノベーション」や「逆イノベーション」コンセプトを通じての、アジアの新興市場の状況や顧客に適したイノベーション強化こそがチャレンジである、と述べた。「質素なイノベーション」とは、同機能、注文された機能、あるいは新たな機能の製品をより低コストで生産するために、新興市場の顧客のニーズと要望を汲み上げることである。この例として、中国市場における Rapoo 社のコンピューターマウスや、インドにおける first Energy 社の OOrja Stove があげられる。ゼネラル・エレクトリック社の心電図測定器は、発展途上国においてバイヤーを見つけることのできた、新興市場における製品の改良である、「逆イノベーション」の例である。Abonyi 客員教授は、ひるがえってタイは、例えば研究開発支出などについて、あまりよくやっているとはいえないが、デザインや、世界が評価する工芸品、製品およびサービスに対する生来の能力のおかげで、タイは巨大なポテンシャルを有している、と述べた。タイマーケティング協会の Anuvat Chalermchai 理事長は、ASEANの消費者の間で、タイ製品はシンガポールに次いで二番目に好まれるという研究結果があり、このことから、タイ企業は「メイド・イン・タイランド」ブランドにより ASEAN の成長市場、とりわけ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを獲得する機会をとらえなければならない、と述べた。(2015年7月25日、タイネーション)

～タイの鉄鋼に対して日本の投資がより多く向けられる見込みである～

日本の鉄鋼メーカーが、自動車産業に支するため、タイにおいて鉄及び鉄鋼の製造工場への投資に興味を示している。タイの自動車産業で用いられる鉄鋼製品は高品質であるが、タイの鉄鋼は日本側の要求には及ばないとされ、自動車メーカーは主に他国における日本の生産者から鉄鋼を輸入している。タイと日本の両政府は、無関税での鉄鋼輸入割当量に関する日本政府の要求について、数百万トン単位で意見を異にしている。Chakramon Phasukvanich 工業大臣は、よって、タイにおける日本企業のコストカットのためには、主としてタイに立地する自動車工場へ供給するために製造拠点への投資が考えられている、と述べた。Chakramon 大臣は、政府は、タイの産業全体に対して製造技術改善に役立つと考えられる、製鉄産業への外国投資に対する優遇措置を有している、と述べた。Chakramon 大臣は、製鉄工場を設置可能なエリアとして、すでに製鉄施設があり、西海岸及び将来はミャンマーのダウエープロジェクトに連絡可能な、例えばプラチュアプキーリーカン県のバーンサパーン郡のようなタイ南部を挙げた。しかし、バーンサパーン郡への立地は、環境汚染のおそれにより、地元や NGO の反対に直面している。政府は、産業と地元が共存できることの説明に努めており、Chakramon 大臣は、地元や NGO は、これらプロジェクトの完成がタイの競争力強化にとって死活問題であることを理解すべきである、述べている。

(2015 年 7 月 28 日、バンコクポスト)

～タイでインターネット剽窃行為を禁止するための著作権法～

ソーシャルネットワークの作家やジャーナリストたちは、他の人の作品のコピーや商業的な目的での盗用を法的に禁止する 8 月 4 日に施行された新たな知的財産法に注意を向けるべきだ、とタイの政府副報道官の Sansern Kaewkamnerd 氏は昨日言った。

政府は、新しい法律が国のデジタル経済のロードマップに沿ってうまく機能すると確信している。古い法律で他の人のオリジナルコンテンツの不適切な使用を処罰することができなかったため、新しい著作権法の目的は、インターネット上で公開されたコンテンツの作成者を保護すること、またメディアコンテンツを盗用する使用法の変化に追いつくことだ。

新たな法律は他の人の作品の盗用という定義を、同意やクリエイターの承諾なしに、または不適切に引用することや本物のクリエイターになりすますために信用を損なうことなしに、商業的な目的で使用されたインターネットからの画像や動画を掲載することとしている。

「この法律では、違反者は 1 万～10 万バーツの罰金を科させる、またもしこれが商業目的の違法行為である場合、3 ヶ月から 2 年の懲役か 5 万～40 万バーツの罰金、またはその両方になる。」と彼は言った。

(2015 年 7 月 28 日、タイネーション)

～タイの月間輸出が 2011 年以來の落ち込み～

6 月の輸出において 3 年 6 か月以來の最大落ち込みを記録して以來、タイ経済は、悪化から最悪の状態に移りつつある。商務省は、前半期 4.84% 下落の 1070 億ドルとなり、年間ベースで 7.87% 下落し 182 億ドルとなり、6 か月連続で輸出が減少したことを報告した。2011 年 12 月の 8.15% 下落以來最大の下

落となった。

タイ商務省通商交渉部の Somkiat Triratpan 氏は、予想よりも遅い世界経済の回復と原油安が原因であると述べた。先月、アメリカへの輸出は前年比 0.1%減少したが、さらに大きな輸出減少として中国(0.8%)、日本(4.2%)、そしてヨーロッパ(7.1%)となった。

主な工業製品の輸出は 7.7%下落した。主に自動車、自動車部品、完成油、化学品、プラスチックペレット、金である。また農工業製品は 4.1%下落して主に米、生鮮及び冷凍水産物、砂糖があげられる。

(2015 年 7 月 28 日、バンコクポスト)

～タイ高速鉄道の調査を日本が開始する～

Arkhom Termpittayapaisith 運輸副大臣は、来月、日本がバンコクとチェンマイを結ぶ 672km の高速鉄道のルート調査を約 1 年間かけて行うタイチームに参加する専門家を派遣する、と述べた。5 月にタイ及び日本政府の間で署名された鉄道建設協力についての協定は、バンコクからチェンマイまでの高速鉄道、及び、東海岸の主要工業地域を連結する、カンチャナブリ～バンコク～チェンマイ～カンボジア国境と結ぶアランヤプラテートの路線を含む、574km の在来線の複線化をカバーしている。Arkhom 副大臣は、来年 6 月にルート調査報告書が完成予定であり、運輸省は高速列車の詳細を伴った計画とともに、検討のために内閣へ送付される、と述べ、2018 年までに着工する見込みであると述べた。Arkhom 副大臣は、輸送交通計画室がルート調査を主導するが、日本のチームは、安全を確実にするための包括的な調査を実施するコンサルタントとして雇われたものである、と述べた。プロジェクトの投資計画の詳細は 2017 年までに完成し、同年に用地専有手続が開始される。Arkhom 副大臣は、8 月 24-27 日に、タイ運輸省と日本の国土交通省が計画の進展について話し合う予定である、と述べた。一方で、タイ国鉄は、バンコク中央駅を 2019 年にファランポン駅からチャットチャック区にあるバンスー駅に移転する予定である。Wuthichart Kalyanamitra 国鉄総裁は、バンスー中央駅は、218 ライ(訳注: 348.8 平方 km 相当)を超える面積を有し、スカイトレインやエアポートリンクを含む、いくつかの鉄道サービスとリンクする、戦略地点に位置している、と述べた。

(2015 年 7 月 29 日、バンコクポスト)

～タイ著作権法はソーシャルメディアに取り組む～

8 月 4 日に施行される新著作権法の下では、著作権者の正当なクレジットを提示せずに、デジタルマテリアルを複製することは、とりわけソーシャルメディアにおいて、著作権侵害となる。インターネット法律専門家であり、ローファーム P&P Co. の設立者である Paiboon Amonpinyokeat 氏は、侵害に対する罰則は、最高 40 万バツあるいは懲役 2 年のいずれかである、と述べる。例えば、Twitter 利用者がメッセージやマテリアルをオリジナルのソースのクレジットをつけなくリツイートした場合、法律違反となる。メディアで働く人も同様で、業務の一部として YouTube からのビデオを用いる場合に正当な著作権者のクレジットをつける必要がある。法律はまた、著作権者に対し、著作権侵害の申し立てにより、コンテンツの取り下げや除去をインターネットサービスプロバイダに命令するよう、裁判所に要求することを許諾しており、それにより多くのウェブサイトがブロックされる結果となる。人気ウェブポータル Kapook.com の設立者である Poramate

Minsiri 氏は、実務上、裁判所はオンライン上の著作権侵害を取り扱うのに十分な時間と人員を有してはいない、と述べている。

(2015 年 7 月 29 日、バンコクポスト)

～タイ国民は新著作権法に用心するよう警告を受けた～

タイ商務省は人々に対し、中古品の売買やオンライン上での情報共有の前に、新著作権法について注意深く学ぶよう促している。新たな法律は 8 月 4 日に施行される。まず、この新法はインターネット上の盗用に取り組む目的のものである。シェアされるいかなる情報も、コンテンツあるいはその著作権所有者のクレジットを付さなければならない。また、ハッカーやパスワードを破った者、許可なく情報を利用した者は厳重に罰せられる。さらに、著作権法は、インターネットサービスプロバイダに対し、侵害があった場合にそのコンテンツや著作物を排除する権利を与えるものである。裁判所は、押収された不正な物品を破壊するすべての権限を有しており、また、それにより新会社や誤った行為をした者に、物品の価額の最大 2 倍の賠償金を請求する権限を有している。Apiradi Tantraporn 商務副大臣は、新法の施行により、著作権侵害が減少することを期待している。商務省はまた、国際的な企業がこの法律を侵害の撲滅として認識し、タイへの投資の後押しとなることを期待している。知的財産局によれば、この新法は違反者個人に対して 1 万～10 万バーツの罰金を定めているが、そのような違法行為が商用目的であった場合には、違反者は 3 ヶ月～2 年の懲役の宣告と、5 万～40 万バーツの罰金に直面することになる。

(2015 年 7 月 30 日、タイネーション)

～タイ新著作権法は、断固として知的財産を保護する～

本日施行されるタイの改正著作権法は、とりわけ映画及び他のデジタルコンテンツの知的財産権所有者に対し、より強い保護を与えるものである。サイバー及びコンピュータ法の専門家である Paiboon Amornpinyokait 氏は、侵害者は法の下で、3 ヶ月～2 年間の懲役、及び、5 万～40 万バーツの巨額の罰金に直面するであろうと述べた。タイ商工会議所大学コミュニケーション学部の Mana Treelayapewat 学部長は、強化された著作権法は、とりわけ若い世代に対し、他者のクリエイティブワークを尊重するという文化の醸成に資するであろう、と述べた。Paiboon 氏は、新法はまた、タイの知的財産権保護に対する、国際的な圧力、とりわけ、アメリカ及び他国の映画の権利が、スクリーン上で侵害されているとする圧力を和らげるであろう、と述べた。Paiboon 氏は、新法の下では、映画の複製は懲役及び巨額の罰金双方により罰せられる、と述べ、タイは数年間にわたって、これらの不法行為を根絶せよとの国際的な圧力に直面してきた、と述べた。2015 年 4 月の、最新の USTR の報告書では、アメリカ映画の不正コピーや、インターネット上のデジタルコンテンツの無許可配布を含む、さまざまな知的財産権侵害を理由に、タイは 8 年間優先監視国リストに残されている。Paiboon 氏は、著作権侵害を撲滅する、とのタイ政府の意向を反映して、新たな著作権法の懲役条項は、コンピュータ法の 6 ヶ月の懲役期間より格段に厳しい、と述べた。

本日施行のタイ著作権法のキーポイント

・商用目的以外で個人がコンテンツをシェアする場合、オリジナルのコンテンツを調整してはならず、また、ソ

ースを引用しなければならない。

・商用目的で組織が著作権のあるコンテンツを使用する場合、コンテンツオーナーから許諾を得て、ソースを引用しなければならない。

・3ヶ月以上最大2年以下の懲役といった、他の大多数の国と比べてより厳しい罰則。

(2015年8月4日、タイネーション)

～タイのシリントーン王女をWIPOが表彰～

世界所有権機関(WIPO)がタイのシリントーン王女の創造的活動によって作られた持続可能な発展を祝い、初めての賞をもって栄誉を称えた。WIPOのFrancis Gurry事務局長により8月27日「The WIPO Award for Creative Excellence」が王女に授与される。同事務局長は声明の中で、以下の通り述べた。「シリントーン王女は詩、著作、散文、イラストといった350作品以上のクリエイティブワークの著者であり、伝統知識の保護の推進者である。王女は商標「Phu Fa」を作り、これはPhu Faショップの商品に非常に上手く付されている。王女は地理的表示の保護も奨励し、Mlabri旅行用カバンの地理的名称登録を推進した。これはタイ北部の遊動民族が手工芸品から更なる収入を得るのに役立っている。王女は1992年にPlant Genetic Conservation事業を立ち上げており、遺伝子の保存の推進者でもある。」タイ商務省知的財産局では、蘭を描いた「Phu Fa」や象の絵画等絵画199点、詩、児童本、自伝及び楽曲等の文学作品153点等王女の作品を計354点登録している他、ナーン県のMlabriのツルで作られた旅行用カバンの地理的名称も登録している。

(2015年8月4日、タイネーション)

～タイのトヨタ製造会社は重要な部分を担う～

2007年に設立されてからこのかた、トヨタ モーター アジア パシフィック エンジニアリング アンド マニュファクチャリング(Toyota Motor Asia-Pacific Engineering & Manufacturing Co Ltd : TMAP-EM)は、タイ及び世界中で販売されている、最新のトヨタ車の開発に重要な役割を果たしている。新型のトヨタハイラックスレボは、このグローバルモデル向けのほとんどのサプライヤーがタイに基盤を置いているため、R&Dの段階、及び、部品調達段階からTMAPが深く関わった最新の車種である。TMAP-EMの則武義典上級副社長は、トヨタはそのサプライヤーに対し、トヨタの世界基準に到達するよう、技術支援を行っている、と述べた。TMAP-EMのタイ人技術者は、レボのデザイン、とりわけ、車体上部の重要なデザインに参画するため、日本に向かった。2,550名を雇用するTMAP-EMは資本金13億バーツであり、R&D、製造及びエンジニアリング支援、生産及びサービスパーツ調達などを行っている。本社はサムットプラーカーン県のバンブーにあり、製造及びパーツセンターはチャチュンサオ県のバーンポーにある。則武上級副社長は、トヨタにとって、タイは重要な拠点であり、バンブー工場の建設及びGateway工場の生産ライン拡充と同時の、イノベティブ・インターナショナル・マルチパーパス・ビークル(Innovative International Multi-purpose Vehicle : IMV)プロジェクトの成功の後にTMAP-EMが設立された、と述べた。欠陥パーツの件を含む最近のできごととは、近年の信頼性に関するトヨタの土台に石を投げつけるものであったが、トヨタはこれらの件から得られたデータを将来の自動車の改善のために用いている。同上級副社長は、トヨタは安全にプライオリティを置

いた企業であり、アメリカのケースから集めたデータは私たちの生産の改善のために使用する、と述べ、異なった国では異なった運転の状況があり、私たちはすべての新型車について、きちんと販売されるべくテストを行い確かめている、と述べて、新型車はその発売前に、10万～30万 km のテストドライブが行われる、と付け加えた。

(2015年8月7日、タイネーション)

～タイはコメの輸出競争力強化に乗り出す／タイ開発調査研究所は、コメ研究センター設立を示唆する～

タイ開発調査研究所(Thailand Development Research Institute : TDRI)は、タイのコメの輸出競争力強化、新品種開発及び中小のコメ輸出業者のために、コメ市場開発研究所(Rice Market Development Institute : RMDI)の設立を提案した。Nipon Poapongsakorn エコノミスト兼 TDRI 上級フェローは、昨日 TDRI によりアレンジされたコメに関するセミナーにおいて、このような組織はいままでタイに存在しなかったものであり、この研究所は、事業者マーケット情報を提供し、輸出経路を増やすためにより進んだ品種の研究を行い、輸出の拡大を考慮した中長期の政策を立案することにより、世界市場におけるタイのシェアを維持することを担当するものである、と述べた。Nipon 氏は、この研究所は、過去にみられたように、常にコメ政策を人気取りに用いるよう見受けられる、政治家からは離しておくべきであると述べた。この RMDI は、最初の6年間に毎年6千万バツの運営費を含む約20億バツの支援を必要とするが、その投資に対しては、研究所の存在により最初の数年間で168億3千万バツに及ぶ見返りが期待されている。タイ・コメ輸出業者協会(Thai Rice Exporters Association)は、多くの輸入国が不況に悩む中で、コメの供給量が増加していることにより世界市場での競争が激しくなっていることから、今年のコメ輸出量が昨年の1億960万トンから8千ないし8千5百万トンに減少すると予測している。タイのコメはトンあたり約430ドルで取引されているが、ベトナムのコメの取引価格はトンあたり360ドルである。コメ輸出業者協会の Charoen Laothamatas 理事長は、激化する競争にうまく対処するために、このような研究所が必要であることに同意しており、タイのコメ及びその市場の開発に助けとするのに最も重要なことは、政治家からの干渉のない、継続的な長期戦略の立案である、と述べた。例えば、ベトナムはタイのジャスミンライスをプロトタイプとして用いて、品質はやや劣っても、アメリカ市場に参入するには十分な品種の開発を行った。

タイ開発調査研究所(Thailand Development Research Institute : TDRI)のフェローが、政府に対し、科学研究の向上、農家及び起業家への信頼できる情報の普及、タイの稲作の競争力改善のために、コメ市場開発研究所(Rice Market Development Institute : RMDI)の設立をしきりに促している。TDRI 上級フェローの Nipon Poapongsakorn 氏は、最終的な提案は、昨日のセミナーで討議されたのち、商務省へ送付されるであろうと述べた。提案については、商務省が国家コメ政策委員会(National Rice Policy Committee)及び内閣へ審議のために送付することが望まれている。Nipon 氏は、選挙で選ばれた政府は補助金には興味を示して、長期間の研究開発には興味を示さないことから、この研究所がこの内閣の間に設立することを望んでいる、と述べた。Nipon 氏は、タイは、世界のコメ市場、特に高品質なコメの市場において、タイよりも低価格で様々な種類のコメを提供する、ベトナムからの激しい競争によりマーケットシ

エアを失っている、と述べた。Nipon 氏は、タイ・タピオカ開発研究所(Thai Tapioca Development Institute : TTDI)を念頭に、研究所は政治的影響を排し、柔軟なマネジメントを行えるような機構として設立されなければならない、と述べた。カセサート大学農業資源経済学部の Isriya Bunyasiri 准教授は、このような研究所創設についての研究によれば、最初の 6 年間で 20 億バーツの資本投資に対して、利益は概算 168 億バーツと見積もられる、と述べた。

(2015 年 8 月 7 日、タイネーション、バンコクポスト)

～タイ知的財産局は証券事業法の下での知的財産価値評価に関する理解の普及に努める～

資本入手のための知的財産評価についてのセミナーが、事業家及び金融機関に対する教育を目的として、国内外の著名なスピーカーを集めて、知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)により開催された。聴衆の数は予想されていたより多かった。セミナーの議題は、どのように知的財産を評価して、どのように知的財産により資本を入手するかに焦点があてられた。DIP の Malee Choklumlerd 局長は、以下のように述べた。

現在、多くの事業家が資本入手についての問題に直面しており、大きな原因は、小売業においては比較的有形資産が少ないことから、安定した融資を見つける能力に欠けていることである。それゆえに政府は、証券事業法(Business Security Act)の改正を提案し、まもなく効力を発する見込みである。これは、事業家に彼らの知的財産を証券として使用できるようにし、それによって事業改善のための資本入手を容易にするものである。事業分野、とりわけ中小企業の起業家及び事業家における資本問題に解決の手がかりを与えることにより、この政策はタイ経済の牽引において重要な役割を果たすものである。知的財産を金融機関の証券に準じて扱うためには、起業家と金融機関の双方が知的財産の価値を理解しなければならない。知的財産の価値評価そのものは、会計標準システムを含めた技術的問題とみなされている。シンガポールでは、政府が関連する審査を経た起業家が銀行からの借入を可能にするための、約 1 億シンガポール・ドルのファンドを有している。これは、政府が信用リスクを減少させるためにその半額を銀行に保証しているからであり、これゆえに知的財産価値が最も強調される資産となっている。同様な法律はマレーシアにも存在する。ハイテク分野における多くの中小企業はイノベティブな事業とみなされ、起業家が自身の事業支援のためにより多くの資本を必要としている場合には、知的財産はおそらくは返りとして十分な価値を有している。この場合、知的財産評価がベストな解決法である。知的財産評価は、通常マーケット価格や標準的な概算方法を用いて測ることのできない無形資産であるため、金融機関にとっても新たな挑戦となる。金融機関は、それぞれの事業の本質を学ばなければならない。新たな法の下で知的財産を貸出のための証券として用いる能力は、タイのビジネス分野におけるきわめて重要な進展となるであろう。金融機関及び事業家が知的財産の価値を理解することが重要である。

(2015 年 8 月 7 日、バンコクポスト)

～タイで 5 億バーツ(約 16 億円)に及ぶ、イノベーションのための基金設立が認められた～

プラユット首相が議長を務めるイノベーション開発委員会は、昨日、プライベートエクイティファンドに投資するためのイノベーション基金への 5 億バーツ(16 億円)の年次予算を承認した。Pichet Durongkaverroj 科

学技術大臣は、国の財政面での貢献が、タイのイノベーション及ハイテク分野の改善に対する支援となる、と述べた。国立科学技術庁(National Science and Technology Development Agency : NSTDA)の Thaweesak Koanantakool 長官は、プライベートエクイティファンドに投資される企業とタイ証券取引所に上場されている企業は、いずれも法人所得税を 5 年間にわたり 20%から 15%に減額される、と述べた。
(2015 年 8 月 8 日、タイネーション)

～タイ政府医薬品機構(GPO)首脳は新たな政府調達法に適應するための猶予期間を申し出る～
自身を、公衆衛生部門における重要な機構と見なしている、タイ政府医薬品機構(Government Pharmaceutical Organization : GPO)は、国立病院への薬品の配布及び供給に関する自身の特典を、最低でも 5 年以上は継続すべきであると主張している。GPO のマネージングダイレクターである Nopporn Cheanklin 博士は、タイネーション紙の独占インタビューに応じ、毎年、輸入薬に費やす代わりに、GPO は金額にして約 140 億バーツを節約することで国に貢献している、と述べ、これは、GPO が猶予期間が必要であるとする一つの理由だ、と述べた。何十年にもわたって、国立病院は使用する薬品予算の少なくとも 60%を GPO の製品に充てなければならなかった。しかしながら、このような GPO に対する特典は、国家機関の調達に関する新たな法律が発効した時点で終了する。公的分野における調達及び供給の取り扱いに関する法案は、10 月に発効する。Nopporn 博士は、もし特典が無くなった場合には、国家機関の官僚主義的な業務プロセスと、職員が今まで半世紀の間特典に慣れ親しんでいることから、GPO が民間の薬品会社と競争することは難しいと考えていると述べ、GPO として対応するが、時間が必要であると述べた。Nopporn 博士は、GPO の業務はタイの公衆衛生に直接関連していることを述べ、緊急時には食品医薬品局(Food and Drug Administration : FDA)に登録されていないものであっても、必要とされる薬品を製造することが法的に認められていることを例示した。また、Nopporn 博士は、GPO の業務は、低価格あるいは利益の出ない薬品であっても、国民が入手できる重要なアクセス手段を提供することであると述べ、また、国立病院が GPO から薬品を購入することで多額の費用を節約できることに加え、長期間のクレジット払いも受け付けており、150 日以内の支払いであれば、金利は 0 である、と述べた。Nopporn 博士は、GPO はラオス、カンボジア、ミャンマーの市場に参入する計画であり、中国市場で既に行っているように、スキンケア製品のアウトレット販売の希望を有している、また、GPO の製造能力をランシット工場が操業開始した段階で、年間 30 万錠の生産ができる。さらに、数年計画が遅れているワクチン製造施設をサラブリーに建設する計画を強く進めたい。と述べた。

(2015 年 8 月 10 日、タイネーション)

～タイ知的財産局による一般向け情報提供 著作権に関する Q&A～

1. 著作権の保護対象。著作権者からの許可を得ずに使用できるものはあるか。

著作権は創作物を保護するものである。例えば、文書、図書、ソフトウェア、音楽、画像、絵画、写真、映画、ドラマ等。ただし、様々な日常ニュースなど、例えば、誰が、何を、どこで、した、どのように行った等の事実は著作物に該当せず、著作権者の許可を得ずとも、その事実を使用できる。

2. インターネットからの映画及び音楽をダウンロードし、その後自分でそれを視聴したり友人とシェアしたりすることができるか。

ダウンロードする行為は「複製」行為とみなされることから、その行為は、著作権者の許可を得なければならぬ。著作権者が無料でダウンロードすることを許可したサイトであれば、ダウンロードは可能であるが、シェアすることはできない。有料のサイトからの場合、使用者はサービス料を支払った後は視聴することができるが、シェアすることはできない。

3. サイトからの文章、又は画像をコピーして、自己の Facebook に載せる、又は Line でシェアすることはできるか。

文章又は画像は著作物に該当するから、コピー又はシェアの行為は、そのサイトの許諾内容と合わせて検討しなければならない。しかしながら、例えば使用する量が少なく、重要な経済的価値がない、使用者が業として利益を得る目的ではなく、かつ、文章又は画像の出典を表記する、という条件を全て満たす場合は、公正使用「fair use」とみなされ、著作権侵害には該当しない。

4. 著作物を使用すること及び公開する際にその著作物の出典を記載するだけで著作権侵害とならないか。

著作物の使用及び公開には常に出典に記載しなければならない。これにより著作権侵害と見なされず、著作権者の著作物による通常の利益の追及を侵害することにはならない。更に著作権者の権利に適正な程度を超えて影響を与えることがないようにしなければならない。

5. ハッキング、又は、著作物、例えば、インターネット上の画像又は動画等にアクセスする目的を持ち、technical measure への不当アクセス、デジタル署名の消去、画像や動画を翻案した後の自己のサイトへの掲載等にはどのような罪、罰則があるか。

ハッキング行為は著作権侵害に加えて technical measure 侵害でもある。デジタル署名の消去は権利マネジメント情報侵害になるほか、technical measure を侵害した罪になる。画像や動画を編集した後自己のサイトに載せることは著作物の翻案、公衆への伝達に関して著作権侵害とみなされる。著作権侵害の罰則は、罰金 2 万パーツ以上 20 万パーツ以下、商業目的での罰則は 10 万パーツ以上 80 万パーツ以下の罰金、若しくは、6 ヶ月以上 4 年以下の懲役、又はこれの併科である。権利マネジメント情報侵害及び technical measure 侵害の罰則は、罰金 1 万パーツ以上 10 万パーツ以下、商業目的での罰則は 5 万パーツ以上 40 万パーツ以下の罰金、若しくは、3 ヶ月以上 2 年以下の懲役、又はこれの併科となる。

6. インターネットからの記事や文書をコピーするには著作権者からの許可が必要か否か。

著作権者の許可を得なければならないケースとしては、営利目的の使用等が挙げられる。著作権者の許可を得る必要がないケースとしては、営利を目的としない著作物の調査又は研究、私的使用又は使用者及びその家族若しくは近親者のための使用、著作物の著作権者を表示してなされるその著作物の解説、批評又は紹介等の使用が挙げられる。

7. Youtube の動画を自己のブログに掲載するのは著作権侵害になるか。

著作権者が自己の動画を「公開」に設定している場合は、他人がその動画を自己のブログに掲載やシェアすることは著作権侵害に該当しない。ただし、ブログに掲載された動画を他人がダウンロードし、更に自己のブログにアップロードするのは「複製及び公開」の行為に該当するから、著作権者の許可を得なければならない。

8. 正当に購入した映画、音楽、画像の CD 等を、その後、販売することができるか。サイトから正当にダウンロード購入したソフトウェア、映画等を販売することができるか。

正当に購入した映画、音楽、画像の CD 等は購入者がそのディスクの所有権を有しており、転売することができる。ただし、サイトから正当にダウンロード購入した場合、著作権者からの実施権しか有していないので、ダウンロード購入した者がそのファイルを転売することはできない。

9. インターネットユーザーが ISPs (Google, Youtube, True, DTAC) に著作権侵害の映画、音楽等をアップロードする場合は、ISPs も著作権侵害者になるか。

ISPs が裁判所の命令に従い著作権者と協力して著作権侵害作品を削除する場合は著作権侵害の責任を負う必要はない。

10. 自己の著作物を無断に使用された場合は、どうすればいいか。

侵害者への警告、警察への通報、又は裁判所への提訴ができる。
(2015 年 8 月 10 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイ及び ASEAN にアメリカの食品チェーンが興味を有している～

20 を超えるアメリカの食品チェーンが、ASEAN の近隣諸国へ進出するための踏み台として、タイへの参入を計画している。フランチャイズコンサルティング会社である、Gnosis Co の Sethaphong Phadungpisuth マ

ネーシングダイレクターは、サンドイッチチェーンの Arby's、ファミリーレストランの Denny's、アメリカのハンバーガーチェーンである Fuddrucker's、PJ's Coffee、ピザの Round Table が興味を示している、と述べた。Sethaphong 氏は、可処分所得を有する中産階級が急速に成長する新興市場である ASEAN は、アメリカの食品チェーンを含むフランチャイズブランドにとって、最も重要なターゲットとなっている、と述べた。ASEAN の国民は、非常に大規模で、広大な駐車場とエアコンのよく効いたショッピングモールへ行くことを好んでおり、未だ食品と飲料はショッピングモールへ人を引きつける主な要因である。Sethaphong 氏は、西洋のフランチャイズブランドにとって、タイは到来するアセアン経済共同体(ASEAN Economic Community : AEC)から収益を上げる目的で、他の ASEAN 諸国の市場にその事業を広げるためのセンターとなっている、と述べた。Sethaphong 氏は、タイはフランチャイズフードチェーンをサポートする施設が整備されているから、フランチャイズチェーンのハブとなるであろう、と述べ、タイの国民は西洋のフードチェーンを受け入れている、と付け加えた。タイのフランチャイズ市場は、2013 年には 477 ブランドで 1,850 億バーツを計上している。事業開発局(Department of Business Development : DBD)によれば、食品(20.9%)、飲料及びアイスクリーム(20.7%)、教育(16.7%)がフランチャイズ市場の 3 位までを占めている。(2015 年 8 月 14 日、バンコクポスト)

～タイの新たなデジタル著作権法がソーシャルメディアを使用するブランドに影響を及ぼす～
今月初め、新たなデジタル著作権法が施行された。この法律は、ソーシャルメディアでアクティブな人全員に影響し、タイ及びソーシャルメディアに参加して非常にアクティブなタイ人にとって非常に重大である。タイデジタル広告協会(Digital Advertising Association of Thailand : DAAT)によれば、タイには 3 千万人のアクティブな Facebook ユーザーがあり、2 千 6 百万人が毎月 YouTube をチェックしている。この法律の主要部は、インターネット上にアップロードされた画像、ビデオ、テキストは、そのコンテンツのクリエイターが自動的に著作権を得る、ということである。これは、はやりのソーシャルプラットフォームやウェブページで私たちが見て楽しんでいるほとんどのコンテンツは、オリジナルのクリエイター、プロデューサー、ディベロッパーにより自動的に所有されていることを意味する。あなたがソーシャルプラットフォームの個人ユーザーである場合、コマーシャルユーザーである場合に比べて少し、寛大な扱いを受けることになる。あなたが面白いと思ったコンテンツをシェアすることができるが、もしできれば、コンテンツオーナーの名前をクレジットしておくことがベストであり、また、自分が所有しているかのように、他者のコンテンツを再アップロードすることはできない。しかしながら、もしあなたが、ブランドのページや e コマースのような、商用関連のアカウントをソーシャルネットワークで運用しているなら、それはほとんど新たなルールのゲームとなる。新たな法律の下では、コマーシャルユーザーは従来の多くの運用を終了させて、新たなガイドラインに従う必要がある。この法律の下での画像関連のコンテンツについて、商用ページはもはやむやみにシェアすることはできなくなる。ビデオ関連のコンテンツについて、商用ソーシャルページを運営している場合、監督する者は、面白いと思って見つけたいかなるビデオも、もはや自分のページにはめ込むことはできない。ニュースや記事といったテキスト関連のコンテンツについて、テキストはその記事にリンクすることで簡単かつ合法的にシェアすることができる。商用ページの監督者は、テキストを自分のページにコピーすることはできない。この法律は、ソーシャルマーケッターが物事を適切かつ合法的に行うことを提案するものである。(2015 年 8 月 15 日、タイネーション)

～タイ知的財産局が韓国著作権委員会と共催で著作権セミナーを開催する～

タイ知的財産局と韓国著作権委員会の共催で 2015 年 9 月 3 日、バンコクのソフィテルホテルにおいてセミナー「2015 Korea-Thailand Copyright Forum」が行われる。このセミナーではタイと韓国のソフトウェア、デジタルコンテンツ、著作権法の専門家が自身の知識や実務経験を発表する。

(2015 年 8 月 19 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイ知的財産局が IMD の世界競争力年鑑でタイが 61 地域中 30 位と、ASEAN 加盟国内では 3 位であったことを発表～

タイ知的財産局のマリー チョークラムルート局長は国際経営開発研究所 (International Institute for Management Development, IMD) が発表した 61 の経済区域の世界競争力ランキングについて言及した。このランキングでは米国が 1 位、香港が 2 位、シンガポールが 3 位、タイは 30 位で、ASEAN 諸国中シンガポールとマレーシアに次いで 3 位であった。マリー局長は、IMD は経済状況、政府の効率性、ビジネスの効率性、インフラの 4 つの要素から評価を行っていると話した。タイは政府の効率性では 28 位から 27 位に、ビジネスの効率性では 25 位から 24 位に、インフラでは 48 位から 46 位に (訳注: 前回調査より) 順位を上げた。タイのインフラの改善については、特許出願件数が人口比 1.92% から 2.96% に、対 GDP の研究開発費の割合が 0.39% から 0.48% に上昇した点も評価対象の特定分野となっている。

(2015 年 8 月 20 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイ商務省がチェンマイ県でタイ輸出品の展示会と知的財産価値評価に関するセミナーを実施する～

タイ商務省はタイ、チェンマイ県において 2015 年 8 月 26 日から 30 日まで、タイのトップレベルの輸出品をタイ北部の業者、外国の輸入者及び一般市民に PR する目的で、「Top Thai Brand」を開催する。商務省はこの機会に合わせて、知的財産価値評価と知的財産の融資の担保としての利用に関する知識・理解を深めることを目的とした無料セミナー「知的財産の価値評価」を実施する。

(2015 年 8 月 24 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～ラオスの研究者は成長の早いコメの開発に狙いを定める～

気候変動による天災の被害を減少させる努力の一部として、NAPHOK 農業研究センターは、ラオスの農民が来年には作付けを行えるように、早く成長する品種のコメの種籾を生産しようと努めている。コメの研究者の 1 人である、Nikhom Chantheva 氏によれば、センターの研究者は現在、早く成熟する品種の生産のために、400～500 系統のコメの品種の研究を行っている、とのことである。同氏は、ラオスの農家によって現在生育されているコメは、収穫可能となるまでに 120～130 日を要しているが、新たなコメの種籾はわずか 90～95 日で収穫可能となると述べた。気候変動はラオスの様々な地域でコメの生産を減少させる影響を与えており、また、常に干ばつや洪水による大きな損失を引き起こす可能性がある。毎年、収穫可能なまでに十分に生育するまでに、豪雨や地滑りにより引き起こされる洪水により、何千ヘクタール (ha) ものコメがダメージを受けている。農業森林省 (Ministry of Agriculture and Forestry) によれば、昨年は 2

万 ha を超えるコメが洪水や干ばつといった天災により全滅しあるいは損害を受けた。加えて、今年初めにはルアンパバーン県の高地耕作地帯で 9 千 ha を超えるコメ、大豆、トウモロコシ、落花生がイナゴ及びネズミにより全滅しあるいは損害を受けた。NAPHOK 農業研究センターの研究者及び職員は、早く成熟するコメにより、農家が作物の収穫に要する期間を短縮することによって、農家が洪水や干ばつによりコメを失う機会が減少することを願っている。しかしながら、センターの職員は、予算が限られていることにより、域内の他国に比べて、ラオスでは新たなコメ品種の研究の進展が遅いことを認めている。

(2015 年 8 月 14 日、タイネーション)

～ベトナムが自国の統計システムを ASEAN 統計システムへ統合することを目指す～

ベトナムは 2017 年までに ASEAN のトップ 5 国の一つとなることを目指している。これはグエン・タン・ズン首相により承認された 2016 年から 2020 年までの期間に ASEAN 統計システムへの統合を目指すベトナムの計画の一部である。この計画の 2020 年までの一般目標では、ベトナムの統計システムは ASEAN のシステムに包括的に統合され、ASEAN のシステムの基礎的要件を満たし、ASEAN 地域内の発展した統計システムの一つとなる予定である。この目標を達成するためにベトナムは 2016 年までに国内の統計当局・機関の間で情報を提供するメカニズムを構築する計画である。ベトナムからは統計総局 (General Statistics Office、GSO) が国内の統計データを ASEAN 統計システムに提供する。この計画はベトナムが法的枠組みを整備し、統計システムにおけるスタッフの労働力と質を向上させ、統計機関を設立し、統計活動における IT のアプリケーションの奨励を目指したものである。一方で ASEAN 統計システムの主な役割は ASEAN 加盟国の目標とイニシアティブをモニタリングするため、同地域の指標、データの枠組みとシステムを整備することである。GSO によればベトナムの統計は、工業、農業、貿易及び価格並びに人口、社会事象及び環境等のあらゆる分野で、ソフトウェアで処理されているが、データと情報の管理は複数の国家当局により自発的に行われていて、同期化され統一された国の統計データベースはない。

(2015 年 7 月 29 日、タイネーション)

～ベトナム・ハノイ市は若者の間にクリエイティビティを誘発するため、TEDx を開催する～

社会にポジティブな影響を残すことが期待され、ベトナムの若者にクリエイティブなアイデアを共有し振興する機会を提供するものである、TEDx イベントが来週土曜日に公式にハノイで開催される。”Stop and Start”のテーマとともに、このイベントは教育、環境、科学、ビジネス、芸術、及びライフストーリーの 6 分野に焦点を当てるものである。TEDx イベントは、芸術の展示、トーク及びワークショップを含む、多くの活動を呼び物としており、5 千人を超えるハノイの若者の心を掴むものと期待されている。1984 年に創立された TED(Technology, Entertainment and Design)は、「広める価値のあるアイデア」(“Ideas Worth Spreading”)とのスローガンの下で、民間の非営利団体である Sapling Foundation により運営される、世界規模のカンファレンスである。設立以来、TED は毎年 60 人の一流のスピーカーを参加者として招聘し、1 千人を超える観客を集めている。TED の演台に上がった有名人として、ビル・クリントン氏やビル・ゲイツ氏がいる。TEDx は独立して開催される一連の TED イベントのひとつである。そのプログラムは、ローカルレベルで世界的な TED を経験するために、現地のコミュニティ、組織、個人に対して機会を提供するもので

ある。2015 年の TEDx イベントは、TED を愛し、TED に参加したいと考える、ハノイの TEDx コミュニティにより組織される。

(2015 年 8 月 4 日、タイネーション)

～インドで Nestle 社の Maggi インスタント麺が販売禁止に。政府は同社に 1 億ドル近い損害賠償金を請求～

幾つかの州で行われたテストで法定基準を超える鉛の濃度が発見されたのを受け、6 月インドの食品安全監視機関が Nestle 社の大人気商品 Maggi ブランドのインスタントヌードルの製造・販売を禁止したのにつき、インド政府は同社に対し「不公正な取引方法」で 1 億 US ドル近い損害賠償金を請求している。インド政府は昨日、Nestle 社のインド法人に対し 64 億ルピー(9,860 万 US ドル)の損害賠償金を請求する訴訟を最高消費者裁判所に提起したと発表した。Nestle 社はインドで同商品を回収したが、他国では販売を続けており嫌疑については終始否定している。

(2015 年 8 月 13 日、バンコクポスト)

～インドと欧州はジェネリック医薬品に関する貿易紛争終結に着手する～

インド及び EU は、EU のインド医薬品禁輸に始まり、インドがその最大の貿易相手である EU との自由貿易協定についての協議中断で応じた貿易紛争の終結に着手した。2 つのインド政府筋は、5 月に約 700 の医薬品禁輸が正式になった際に、インド首相府が貿易担当欧州委員に仲裁を求めるレターを出していた、と述べた。同政府筋は、それに対し何の応答もなかったため、インド政府は 2012 年から中断されていた自由貿易協定の再開協議に関する、8 月 28 日の会合をキャンセルした、と述べた。EU 貿易委員会は禁輸に関してのインド首相府からのレターは受け取っていない、と述べた。インドは、これらの動きは保護主義とヨーロッパの大手薬品メーカーを支援するものであることを隠すものであると受け止めている。インド商工省の Rajunder Chaudhary スポークスマンは、インドは薬品販売の禁止を押し付けた EU の対応に失望し、懸念を有している、と述べ、しかしながら、両サイドがこの紛争の終結に働いている、と述べた。EU は、5 月のインド製医薬品の規制は、薬品メーカーが最新の試験結果を送付することにより禁輸を回避できた、と述べた。EU の Daniel Rosario スポークスマンは、EU は現在の状態に解決が見出されることを願っていると述べ、EU は貿易交渉の連絡に対応している、と述べた。非公式に、インドも同様の気運を明らかにしている。インド製のジェネリック医薬品は、世界的な薬品価格の引き下げをもたらしたが、同時にアメリカ及び EU の大手薬品メーカーの怒りを招いた。モディ首相はインドの輸出を 5 年間で 2 倍の 9 千億ドルに引き上げようとしているが、ヨーロッパの最高交渉責任者は、環大西洋貿易投資パートナーシップ (Trans Atlantic Trade and Investment Partnership : TTIP) をアメリカと、同様の協定を日本とも話しあっており、このまま貿易紛争解決が遅延すると、インドが孤立する恐れがある、と、述べた。

(2015 年 8 月 18 日、バンコクポスト)

～香港の Asian Licensing Association によるライセンス推進活動～

クリエイティブティが経済改革のために極めて重要な要件の一つであると認識され、香港とシンガポール、

北京、上海及び広州といった都市の間で、ライセンスとクリエイティブのアジアのハブになろうとする激しい競争が起きている中、Asian Licensing Association (ALA) は香港が地域のライセンスセンターであることを確実にすべく活動している。ALA の創設者である Toby Chan 氏は、Asia IP Exchange (AsiaIPEX) は 2 万 5,000 件超の取引可能な IP を持つアジア最大の国際オンラインプラットフォームであるが、ALA はそのパートナーとして香港を国際的なライセンスとクリエイティブのプラットフォームとしてプロモートしたいと考えていると話した。Chan 氏は香港の健全な法制度とシンプルで低い税金(制度)はライセンスと商業契約への署名に多くの企業を誘致するのに有利であるとし、この利点は香港で小売及びライセンスビジネスを容易に行えるようにするものであると話す。同氏はまた、香港は世界で最も成長が速い市場、つまり中国本土の市場に参入したいと考える外国ブランドにとって玄関口となり得ると話した。ALA はアジアの市場の変化と中国本土への要求に応えるべく 2011 年に設立された。Chan 氏はライセンス又はブランドを全て揃えられる組織というのは世界になく、世界中のライセンス又はブランドのサーチとアプローチができるよう ALA を立ち上げたと話している。同氏は、ALA 以前には香港には世界規模でライセンスを行っている企業しかなく、これらの企業は欧米の規則、文化、習慣をアジアの市場に適用していたとし、ALA はライセンスの促進に加え、アジアのライセンサー又はライセンス代理人が適切に代理行為を行うことができるよう活動を行っていると話している。

(2015 年 7 月 31 日-8 月 6 日、チャイナデیلیー)

～日本企業が TPP 加盟国に対するインフラ事業への外国企業参入許可義務化に期待～

環太平洋経済連携協定 (TPP) では加盟国に鉄道や道路などの主なインフラ事業への外国企業の参入を認めることを義務化する可能性がある。これは外国からの受注を望む日本企業に歓迎される材料となる。TPP 交渉への参加国はこの義務化に関する共通規則を決定すると見られており、政府が一定価格以上の公共事業の発注や製品購入をする際に多国の企業が受注者となる可能性がある。この新たなルールはマレーシアとベトナムを含む国々に適用されることになり、インフラ事業の輸出増加を目指す日本政府の政策を活性化するものである。この問題はハワイのマウイ島で金曜から開かれる閣僚会合で結論が出される予定である。TPP 交渉参加 12 カ国のうち、日本、米国、カナダ及びシンガポールは WTO の政府調達に関する協定に加入しており、この協定の下、一定価格以上の物品や公共事業の発注を国際入札させている。オーストラリアとメキシコを含むこの他の 8 カ国は、WTO の加盟国ではあるが、政府調達に関する協定には加入していない。日本、米国及びその他の国々はこの 8 カ国にこの協定に準じた調達規則を受け入れるよう要求している。

(2015 年 7 月 28 日、アジアニュースネットワーク)